

この約款は平成 26 年 11 月 15 日以降の
共済契約について適用されます

サービスステーション総合共済 約款

このたびは、サービスステーション総合共済にご加入いただき、まことにありがとうございました。
この約款には、ご加入いただきました共済契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ、
共済加入証書とともに共済契約満了まで保管くださいますようお願いいたします。

全国石油業共済協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-14 電話 03-3593-5844

目 次

第 1 条(用語の定義)	1	第28条(共済契約の失効)	12
第 2 条(共済金を支払う場合－ガラス事故)	2	第29条(共済掛金の返還－契約の無効・取消し	12
第 3 条(共済金を支払う場合－動産事故)	3	・失効の場合)	
第 4 条(共済金を支払う場合－盗難事故)	3	第30条(共済掛金の返還－共済契約解除の場合)	13
第 5 条(共済金を支払う場合－施設賠償)	3	第31条(事故の発生)	13
第 6 条(共済金を支払う場合－生産物賠償)	3	第32条(共済金請求の手続)	14
第 7 条(共済金を支払う場合－自動車管理者賠償)	3	第33条(共済金の支払)	14
第 8 条(共済金を支払わない場合－ガラス事故その1)	4	第34条(共済金の支払方法－ガラス事故)	15
第 9 条(共済金を支払わない場合－ガラス事故その2)	5	第35条(共済金の支払方法－動産事故)	15
第10条(共済金を支払わない場合－動産事故その1)	5	第36条(共済金の支払方法－盗難事故)	15
第11条(共済金を支払わない場合－動産事故その2)	6	第37条(共済金の支払方法－施設賠償)	16
第12条(共済金を支払わない場合－盗難事故その1)	6	第38条(共済金の支払方法－生産物賠償)	16
第13条(共済金を支払わない場合－盗難事故その2)	7	第39条(共済金の支払方法－自動車管理者賠償)	16
第14条(共済金を支払わない場合－施設賠償・	8	第40条(共済の対象物の調査)	16
生産物賠償・自動車管理者賠償共通)		第41条(共済金支払の限度)	16
第15条(共済金を支払わない場合－施設賠償)	8	第42条(盗難品発見後の通知義務)	16
第16条(共済金を支払わない場合－生産物賠償)	9	第43条(盗難品の返還)	16
第17条(共済金を支払わない場合－自動車管理者	9	第44条(残存物の帰属)	17
賠償)		第45条(示談交渉)	17
第18条(共済掛金の払込)	10	第46条(代位)	17
第19条(共済掛金払込前の損害)	10	第47条(代位求償権の不行使)	17
第20条(共済の始期および終期)	10	第48条(時効)	17
第21条(共済契約の継続)	10	第49条(先取特権)	17
第22条(告知義務)	10	第50条(他の共済契約等がある場合の共済金の	18
第23条(通知義務)	11	支払額)	
第24条(重大事由による共済契約の解除)	11	第51条(共済金の削減または共済掛金の追徴)	18
第25条(共済契約者による共済契約の解除)	12	第52条(訴訟の提起)	18
第26条(共済掛金不払いの場合の共済契約の解除)	12	第53条(準拠法)	18
第27条(共済契約の無効・取り消し)	12	短期料率表	18

第1条(用語の定義)

この約款において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

	用語	説明
1	SS業務	被共済者が行う次に掲げる業務とします。 ① ガソリン、軽油などの自動車用燃料(LP ガスを除きます。)および灯油・重油等の石油製品の販売業務(石油製品の配送業務を含みます。) ② 自動車(部品および付属品を含みます。)の点検、修理、調整、洗車。ただし、板金、塗装および分解・整備は除きます。 ③ 自動車に対するオイル、水、部品、付属品等の供給 ④ 農耕用機器、船舶等に対する給油業務 ⑤ セールスルーム内における飲食物・雑貨その他物品の販売、提供。ただし、SSに併設されているコンビニエンスストア等での販売、提供は除きます。 ⑥ 車検取次業務、車検代行業務、修理取次業務
2	分解・整備	道路運送車両法施行規則第3条に定める次に掲げるものとします。 ① 原動機を取り外して行う自動車整備または改造 ② 動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフトまたはデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造 ③ フロント・アクスル(独立懸架装置を含む。)またはリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造 ④ かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造 ⑤ 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ、チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)もしくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、または二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造 ⑥ 緩衝装置のシャシばね、スタビライザ、トルク・ロッドまたはショック・アブソーバを取り外して行う自動車の整備または改造 ⑦ 牽引自動車または被牽引自動車の連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造
3	車検取次業務	提携整備工場やユーザー車検代行業者等への紹介業務をいいます。
4	車検代行業務	車検のため車を車検場に持ち込む業務をいいます。
5	修理取次業務	自動車修理などのため自動車整備工場や板金、塗装工場への紹介業務をいいます。
6	商品	石油製品、自動車部品、自動車装備品その他受託品を含むすべての商品をいいます。
7	自動車	道路運送車両法(昭和 26 年第 185 号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。
8	財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
9	財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
10	全損	財物の損害の額が次のいずれかに該当する場合をいいます。 ①財物の修理費が時価額以上となる場合 ②財物が修理できない場合 ③財物が盗取され発見されなかった場合

11	無効	共済契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
12	失効	共済契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
13	他人	被共済者以外の者をいいます。
14	共済契約者	本会にこの共済契約の申し込みをする者であって、この共済契約が成立すれば共済掛金の支払義務を負うこととなる者をいいます。
15	被共済者	この共済契約により補償を受ける者をいいます。
16	法定代理人	被共済者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
17	損害賠償請求権者	被共済者が法律上の賠償責任を負担することになった相手方をいいます。
18	共済金額	この共済契約により補償される損害が発生した場合に、本会が支払うべき共済金の限度額をいいます。
19	免責金額	支払共済金の算出にあたり、損害の額から控除する被共済者の自己負担額をいいます。
20	1回の事故	発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、同一の原因に起因してから共済期間中に生じた一連の事故をいいます。
21	再調達価額	損害を被った財物と同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。
22	時価額	再調達価額から経過年数や使用による消耗分(減価額)を差し引いた金額をいいます。財物が自動車の場合は、同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。(税金、保険料、登録に必要な費用等は含みません。)
23	他の共済契約等	この共済契約と全部または一部について支払責任が同一である他の共済契約または保険契約をいいます。
24	役員	会社法(平成17年法律第86号)上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
25	下請負人	被共済者のSS業務における請負受託者およびその他の履行補助者のすべてをいいます。
26	使用人	事業者の使用され、賃金(賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対価として受けるものをいいます。)を支払われる者をいいます。
27	敷地内	囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によってSS業務の遂行を主な目的として占有している領域をいいます。また、公道、河川等が存在していても敷地内を連続した土地とみなします。
28	施設	被共済者が所有、使用または管理する共済加入証書記載の施設もしくは設備をいいます。

第2条(共済金を支払う場合－ガラス事故)

- (1) 本会は、偶然な事故により、サービスステーション(以下「SS」といいます。)建物の外面窓ガラスまたはドアガラスに生じた損害(ネーム入れ費用を含みます。)に対して共済金を支払います。
- (2) 本会の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、本会が支払うべき金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、共済加入証書に記載された共済金額を限度とします。
損害の額－共済加入証書に記載された免責金額

第3条(共済金を支払う場合－動産事故)

- (1) 本会は、偶然な事故により、共済加入証書に記載された共済の対象に生じた損害に対して共済金を支払います。
- (2) 本会の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、本会が支払うべき金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、共済加入証書に記載された共済金額を限度とします。

損害の額－共済加入証書に記載された免責金額

第4条(共済金を支払う場合－盗難事故)

- (1) 本会は、SS業務に係る商品、現金、小切手について、これらをSS施設内に保管中に発生した盗難によって生じた損害に対して共済金を支払います。
- (2) 本会の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、本会が支払うべき金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、共済加入証書に記載された共済金額を限度とします。

損害の額－共済加入証書に記載された免責金額

第5条(共済金を支払う場合－施設賠償)

- (1) 本会は、共済加入証書記載の施設の所有、使用もしくは管理またはSS業務の遂行に起因して生じた事故により、他人の身体あるいは財物に損害を与えたことに対する法律上の賠償責任(注 1)を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。
- (2) 本会の支払責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、本会が支払うべき金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、共済加入証書に記載された共済金額を限度とします。

損害賠償金の額－共済加入証書に記載された免責金額

(注 1) 法律上の賠償責任

収益減少に基づく賠償責任は含みません。

第6条(共済金を支払う場合－生産物賠償)

- (1) 本会は、次の①および②に掲げる偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与えた場合において、法律上の賠償責任(注 1)を負担することによって被る損害に対して共済金を支払います。

① 施設で販売した財物であって、被共済者の専有を離れたもの(以下「生産物」といいます。)に起因して共済期間中に生じた偶然な事故

② SS業務の終了後(注 2)またはSS業務を放棄した後において、そのSS業務の結果に起因して共済期間中に生じた偶然な事故

- (2) 本会の支払責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、本会が支払うべき金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、共済加入証書に記載された共済金額を限度とします。

損害賠償金の額－共済加入証書に記載された免責金額

(注 1) 法律上の賠償責任

収益減少に基づく賠償責任は含みません。

(注 2) SS業務の終了後

SS業務の対象物の引き渡しを要する場合は引渡し後をいいます。

第7条(共済金を支払う場合－自動車管理者賠償)

- (1) 本会は、SS業務を遂行している間に偶然な事故により他人(注 1)の自動車を損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたこと(以下「事故」といいます。)により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被共済者が法律上の賠償責任(注 2)を負担することによって被る損害に対して、共済金を支払います。
- (2) 本会の支払責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、本会が支払うべき金額は、次の算式によって得られた額とします。ただ

し、共済加入証書に記載された共済金額を限度とします。

損害賠償金の額－共済加入証書に記載された免責金額

(4) 自動車には、被共済者の法定代理人もしくは使用人または被共済者の同居の親族が所有する自動車を含みません。

(5) 自動車には、これに定着(注 3)または装備(注 4)されている物を含みます。ただし、次の①から④までに掲げるものを除きます。

- ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
- ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着(注 3)または装備(注 4)することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物

(注 1) 他人

所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。

(注 2) 法律上の賠償責任

収益減少に基づく賠償責任は含みません。

(注 3) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注 4) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

第8条(共済金を支払わない場合－ガラス事故その1)

(1) 本会は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。

- ① 共済契約者または被共済者(注 1)の故意または重大な過失
- ② 被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注 2)の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被共済者と同じ世帯に属する親族の故意または共済の対象を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的であった場合にかぎり、この規定を適用します。
- ④ 共済の対象の自然の消耗または劣化(注 3)もしくは共済の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ⑤ 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を使用もしくは管理する者が相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥については除きます。
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。
- ⑦ 共済の対象に対する加工処理(注 4)
- ⑧ 共済の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣。
- ⑨ 共済契約締結の当時既に共済の対象に存在していた亀裂その他の「かし」
- ⑩ 取り付け上の「かし」。ただし、損害が取り付け完了後8日以上経過後に生じた場合を除きます。

(2) 本会は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(注 5)に対しては、共済金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 6)
- ③ 核燃料物質(注 7)もしくは核燃料物質(注 7)によって汚染された物(注 8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災
- ⑤ 火災(消防または避難に必要な処置によって共済の対象に生じた損害を含みます。)

- (注 1) 共済契約者または被共済者
共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 2) その者
被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 3) 自然の消耗または劣化
共済の対象が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- (注 4) 加工処理
加工処理後の共済の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の処理を除きます
- (注 5) 損害
(2)①から③までの事由によって発生した第2条(共済金を支払う場合-ガラス事故)の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。
- (注 6) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 7) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注 8) 核燃料物質によって汚染されたもの
原子核分裂生成物を含みます。

第9条(共済金を支払わない場合-ガラス事故その2)

本会は、次の①および②に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① SS建物内のガラスの損害
- ② ガラス以外(枠、サッシ、ドアノブ、鍵等)の損害

第10条(共済金を支払わない場合-動産事故その1)

(1) 本会は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者または被共済者(注 1)の故意または重大な過失
- ② 被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注 2)の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被共済者と同じ世帯に属する親族の故意または共済の対象を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的であった場合にかぎり、この規定を適用します。
- ④ 共済の対象の自然の消耗または劣化(注 3)もしくは共済の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ⑤ 共済の対象の欠陥。ただし、共済契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を使用もしくは管理する者が相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥については除きます。
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置については除きます。
- ⑦ 共済の対象に対する加工処理(注 4)
- ⑧ 共済の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災(注 5)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑨ 共済契約締結の当時既に共済の対象に存在していた亀裂その他の「かし」
- ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない共済の対象の電氣的または機械的事故(注 6)。ただし、これらの事故によって火災(注 5)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

⑪ 詐欺または横領

(2) 本会は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(注 7)に対しては、共済金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 8)

③ 核燃料物質(注 9)もしくは核燃料物質(注 9)によって汚染された物(注 10)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災

(注 1) 共済契約者または被共済者

共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) その者

被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 3) 自然の消耗または劣化

共済の対象が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。

(注 4) 加工処理。

加工処理後の共済の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の処理を除きます

(注 5) 火災

焦げ損害を除きます。

(注 6) 電氣的または機械的事故

電気の作用または機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。

(注 7) 損害

①から③までの事由によって発生した第3条(共済金を支払う場合—動産事故)の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

(注 8) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 9) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 10) 核燃料物質によって汚染されたもの

原子核分裂生成物を含みます。

第11条(共済金を支払わない場合—動産事故その2)

本会は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済の対象の使用不能に起因する収益減少の損害

② 代替機の取付け・取外し費用、代替機使用料、代替機運搬費、消防申請に係る費用

③ 共済の対象に生じた汚損、擦損、塗料の剥落その他単なる外形上の損傷であって、共済の対象の機能に直接関係のない損害

第12条(共済金を支払わない場合—盗難事故その1)

(1) 本会は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

① 共済契約者または被共済者(注 1)の故意または重大な過失

② 被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注 2)の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 被共済者と同じ世帯に属する親族の故意または共済の対象を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的であった場合にかぎり、この規定を適用します。

(2) 本会は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(注 3)に対しては、共済金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 4)
- ③ 核燃料物質(注 5)もしくは核燃料物質(注 5)によって汚染された物(注 6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災

(3) 本会は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 詐欺または横領(注 7)
- ② 共済の対象の置き忘れまたは紛失(注 8)
- ③ 現金等の勘定違い
- ④ 被共済者または共済金受取人の法定代理人、同居の親族または使用人が単独にまたは第三者と共謀して行った窃盗、強盗その他これらに類似の行為により被った損害
- ⑤ 万引きその他SS建物内に不法に侵入しなかった者により行われた盗難。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- ⑥ 満15才以上の者の不在の間に生じた盗難。ただし、その不在期間が継続して72時間を超える場合に限りです。
- ⑦ 機械等(注 9)の故障、変調または乱調に起因または随伴して商品または現金等が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害

(注 1) 共済契約者または被共済者

共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) その者

被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 3) 損害

(2) ①から③までの事由によって発生した第4条(共済金を支払う場合－盗難事故)の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

(注 4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 6) 核燃料物質によって汚染されたもの

原子核分裂生成物を含みます。

(注 7) 詐欺または横領

偽造または変造された現金等による損害を含みます。

(注 8) 紛失

棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含みます。

(注 9) 機械等

自動販売機、コインゲーム機、両替機その他敷地内に設置された機械をいいます。

第13条(共済金を支払わない場合－盗難事故その2)

本会は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 地下タンク等のタンクに納置中および開封した容器に収容中の油類
- ② 各種商品券、有価証券、切手、印紙、プリペイドカード、宝石類、貴金属、骨董品、自動車
- ③ 帳簿その他の資料により、証明できない現金等または商品の損害

- ④ ＳＳに併設された店舗（コンビニエンスストア等）で販売されている商品および同店舗に係る売上金等の損害

第14条（共済金を支払わない場合－施設賠償・生産物賠償・自動車管理者賠償共通）

（1） 本会は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者またはその使用人の故意によって生じた賠償責任
- ② 被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
- ③ 被共済者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ④ 被共済者の使用人が被共済者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑥ 被共済者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑦ 共済の対象の使用不能に起因する収益減少に基づく賠償責任

（2） 本会は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注 1）に対しては、共済金を支払いません。

- ① 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）に起因する賠償責任
- ③ 核燃料物質（注 2）もしくは核燃料物質（注 2）によって汚染された物（注 3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注 1） 損害

（2）①から③までの事由によって発生した第5条（共済金を支払う場合－施設賠償）、第6条（共済金を支払う場合－生産物賠償）、第7条（共済金を支払う場合－自動車管理者賠償）の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

（注 2） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注 3） 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

（注 4） 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第15条（共済金を支払わない場合－施設賠償）

（1） 本会は、第14条（共済金を支払わない場合－施設賠償・生産物賠償・自動車管理者賠償共通）（1）および（2）に掲げる賠償責任のほか、被共済者が次の①から②までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 石油物質（注 1）の排出等（注 2）に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、石油物質（注 1）の排出等（注 2）が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
- ② 公共水域（注 3）への石油物質（注 1）の排出等（注 2）に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のア、およびイ、に掲げる賠償責任を含みます。

ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任

イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

（2） 本会は、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（注 4）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

- ③ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 修理(注 5)に関する技術の拙劣、仕上不良による自動車の損壊に起因する賠償責任。

(注 1) 石油物質

次に掲げるものをいいます。

ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類

イ. ア. に記載の石油類より誘導される化成品類

ウ. ア. またはイ. に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ

(注 2) 排出等

排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

(注 3) 公共水域

海、河川、湖沼または運河をいいます。

(注 4) 車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(注 5) 修理

点検および整備を含みます。

第16条(共済金を支払わない場合－生産物賠償)

本会は、第14条(共済金を支払わない場合－施設賠償・生産物賠償・自動車管理者賠償共通)(1)および(2)に掲げる賠償責任のほか、被共済者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 生産物またはSS業務のかしに基づく生産物またはSS業務の対象物の損壊(注 1)自体の賠償責任(注 2)
- ② 被共済者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行ったSS業務の結果に起因する賠償責任
- ③ 被共済者が、機械、装置または資材を、SS業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④ 修理(注 3)に関する技術の拙劣、仕上不良による自動車の損壊に起因する賠償責任。

(注 1) 生産物またはSS業務の対象物の損壊

生産物またはSS業務の対象物の一部のかしによるその生産物またはSS業務の対象物の他の部分の損壊を含みます。

(注 2) 損壊自体の賠償責任

その生産物の使用不能または修補による賠償責任を含みます。

(注 3) 修理

点検および整備を含みます。

第17条(共済金を支払わない場合－自動車管理者賠償)

本会は、第14条(共済金を支払わない場合－施設賠償・生産物賠償・自動車管理者賠償共通)(1)および(2)に掲げる賠償責任のほか、被共済者が次の①から⑩までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者、被共済者の法定代理人もしくは使用人または被共済者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ② 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(注 1)
- ③ 被共済者、被共済者の法定代理人もしくは使用人または被共済者の同居の親族が私的な目的で使用する間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ⑤ 修理(注 2)に関する技術の拙劣、仕上不良による自動車の損壊に起因する賠償責任。
- ⑥ 次のア. またはイ. のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - ア. 自動車が法令に定められた運転資格(注 4)を持たない者によって運転されている間

- イ. 自動車が道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 65 条(酒気帯び運転等の禁止)第 1 項に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間
- ⑦ 下請負人、下請負人の法定代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任
 - ⑧ 下請負人、下請負人の法定代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が私的な目的で使用する間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
 - ⑨ SS業務のために受託する他人の自動車の使用または管理に起因して、他人の生命もしくは身体を害する対人事故または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損する対物事故に起因する賠償責任
 - ⑩ SS業務に付帯・関連のない他人の自動車の保管中に起きた事故に起因する賠償責任
- (注 1) 自動車の使用不能に起因する賠償責任
収益減少に基づくものを含みます。
- (注 2) 修理
点検および整備を含みます。
- (注 3) 拙劣
被共済者の技術水準が一般的な水準に達していないことをいいます。
- (注 4) 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

第18条(共済掛金の払込)

- (1) 共済契約者は、共済掛金を共済契約者の指定する口座から口座振替の方法により本会の指定する日(以下「払込日」といいます。)に払い込むものとします。
- (2) 共済契約者の都合により、(1)に定める払込日に振替ができなかった場合には、本会が別途定める払込期日までに本会指定の口座に払い込むものとします。

第19条(共済掛金払込前の損害)

本会は、共済期間が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故による損害に対しては、当該共済掛金が領収されるまでは共済金を支払いません。

第20条(共済の始期および終期)

共済期間は共済加入証書に記載された初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第21条(共済契約の継続)

- (1) 共済期間の満了する日の1か月前の日までに、本会または共済契約者のいずれか一方から特に申し出がない場合には、契約は自動的に継続されるものとします。以後、毎年同様とします。
- (2) 共済契約の満了に際し、共済契約を継続しようとする場合に、共済契約申込書に記載した事項および共済加入証書に記載された事項に変更があった場合は、共済契約者は書面等をもって本会に告げなければなりません。この場合の告知については、第22条(告知義務)の規定を適用します。
- (3) 第19条(共済掛金払込前の事故)の規定は、継続共済契約の共済掛金についても、これを適用します。

第22条(告知義務)

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、共済契約申込書の記載事項について、本会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、共済契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、本会は、共済契約者に対する書面等による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 本会が共済契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - ③ 共済契約者または被共済者が、事故が発生する前に共済契約申込書の記載事項につき、書面等をも

って訂正を本会に申し出て、本会がこれを承認した場合。なお、本会は、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に本会に告げられていたとしても、本会が共済契約を締結していたと認める場合に限り、これを承認するものとします。

④本会が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

(4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合、本会は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていた場合は、本会は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第23条(通知義務)

(1) 共済契約締結の後、共済契約申込書に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実(ただし、他の共済契約等に関する事実を除きます。)が発生した場合は、共済契約者または被共済者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由による場合はあらかじめ、責めに帰すべきことのできない事由による場合はその発生を知った後、遅滞なく、その旨を本会に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、本会に申し出る必要はありません。

(2) (1)の事実がある場合、本会はその事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、共済契約者に対する書面等による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、本会が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)に規定する手続きがなされなかった場合は、本会は、(1)の事実が発生した時((1)の事実の発生が共済契約者または被共済者の責めに帰すことのできない事由による場合は、共済契約者または被共済者がその事実の発生を知った時)から本会が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した事故による損害にはついては適用しません。

第24条(重大事由による共済契約の解除)

(1) 本会は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面等による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

① 共済契約者または被共済者が、本会がこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと

② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 共済契約者または被共済者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に本会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 本会は、被共済者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面等による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) (1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(3)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていた場合は、本会は、その返還を請求することができます。

(5) 共済契約者または被共済者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被共済者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第25条(共済契約者による共済契約の解除)

(1) 共済契約者は、本会に対する書面等による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(2) 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第26条(共済掛金不払いの場合の共済契約の解除)

(1) 本会は、第18条(共済掛金の払込)の規定による共済掛金の払込みがない場合は、この共済契約を解除することができます。

(2) 本会は、(1)の解除を行う場合は、共済契約者に対する書面等によりその旨を通知します。この場合の解除は、共済期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第27条(共済契約の無効・取り消し)

(1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は、無効とします。

(2) 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって本会が共済契約を締結した場合は、本会は、共済契約者に対する書面等による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第28条(共済契約の失効)

共済契約締結の後、次の①から③のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。

① 共済加入証書記載の施設の全部が滅失した場合

② 共済加入証書記載の施設の運営を他人に譲渡した場合

③ 共済加入証書記載の施設の運営を取り止めた場合

第29条(共済掛金の返還—契約の無効・取消し・失効の場合)

この共済契約が無効、取消し、または失効となる場合、本会は、下表の規定に従い算出した額を返還します。

ただし、既経過期間中に共済金を支払うべき事故が発生していた場合は、共済掛金は返還しません。

区分	共済掛金の返還
① 共済契約が無効となる場合	既に払い込まれた共済掛金の全額を返還します。ただし、第27条(共済契約の無効・取り消し)(1)の規定により共済契約が無効となる場合は、既に払い込まれた共済掛金を返還しません。
② 第27条(共済契約の無効・取り消し)(2)の規定により、本会が共済契約を取消した場合	既に払い込まれた共済掛金を返還しません。

③ 共済契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた共済掛金} \times (1 - \text{既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率})$ (注) 既経過期間 1か月に満たない期間は1か月とします。
----------------	---

第30条(共済掛金の返還—共済契約解除の場合)

この共済契約が解除となる場合、本会は、下表の規定に従い算出した額を返還します。ただし、既経過期間中に共済金を支払うべき事故が発生していた場合は、共済掛金は返還しません。

区分	共済掛金の返還
① 第22条(告知義務)(2)、第23条(通知義務)(2)、第24条(重大事由による共済契約の解除)(1)の規定により、本会が共済契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた共済掛金} \times (1 - \text{既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率})$ (注) 既経過期間 1か月に満たない期間は1か月とします。
② 第25条(共済契約者による共済契約の解除)(1)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合	

第31条(事故の発生)

共済契約者または被共済者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。共済契約者または被共済者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、本会は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、共済金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面等で本会に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. ア. について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	共済契約者または被共済者がこの規定に違反したことによって、本会が被った損害の額
② 他人に損害賠償の請求(注 1)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求(注 1)をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求(注 1)を受けた場合は、あらかじめ本会の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求(注 1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく本会に通知すること。	共済契約者または被共済者がこの規定に違反したことによって、本会が被った損害の額

⑥ 他の共済契約等の有無および内容(注 2)について、遅滞なく本会に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、本会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また本会が行う損害の調査に協力すること。	

(注 1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注 2) 他の共済契約等の有無および内容

既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第32条(共済金請求の手続)

(1) 本会に対する共済金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 第5条(共済金を支払う場合－施設賠償)(1)、第6条(共済金を支払う場合－生産物賠償)(1)、第7条(共済金を支払う場合－自動車管理者賠償)(1)に係る共済金については、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面等による合意が成立した時
- ② 第2条(共済金を支払う場合－ガラス事故)(1)、第3条(共済金を支払う場合－動産事故)(1)、第4条(共済金を支払う場合－盗難事故)(1)に係る共済金については、被共済者が負担すべき損害の額が確定した時

(2) 被共済者が共済金の支払いを請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、本会が求めるものを本会に提出しなければなりません。

- ① 共済金請求書
- ② 被共済者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
- ③ 被共済者の損害賠償金の支払いおよびその金額を証明する書類
- ④ 被共済者が共済金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤ その他本会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として被共済者に提出を求めるもの

(3) 本会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行なう調査への協力を求めることがあります。この場合は、本会が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 共済契約者または被共済者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて、共済金を支払います。

第33条(共済金の支払)

(1) 本会は、請求完了日(注 1)からその日を含めて 30 日以内に、本会が共済金を支払うために必要な次の

- ①から⑤までの事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定す

るために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、下表の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、本会は、請求完了日(注 1)からその日を含めて下表の①から⑤までに掲げる日数(注 2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注 3)	180 日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180 日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に共済金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、本会は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被共済者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注 4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注 1) 請求完了日

被共済者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注 2) 下表の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注 3) 照会

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注 4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第34条(共済金の支払方法—ガラス事故)

本会が第2条(共済金を支払う場合—ガラス事故)に定める事故により支払う共済金の額は、次の①および②に掲げる額とします。

① 共済の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費

② 共済の対象の残存物の取片付けに必要な取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用

第35条(共済金の支払方法—動産事故)

(1) 本会が第3条(共済金を支払う場合—動産事故)に定める事故により支払う共済金の額は、時価額を限度とします。

(2) 水災により共済の対象が全損になった場合には、損害額の5%相当分を共済金として支払います。

第36条(共済金の支払方法—盗難事故)

(1) 本会が第4条(共済金を支払う場合—盗難事故)に定める事故により支払う共済金の額は、実際の損害額とします。

(2) 本会が共済金を支払う前にその共済の対象が回収されたときは、その回収物について盗取の損害はなかったものとみなします。ただし、その共済の対象に毀損または汚損があるときは損害が生じたものとみなします。

第37条(共済金の支払方法－施設賠償)

- (1) 本会が第5条(共済金を支払う場合－施設賠償)に定める事故により支払う共済金の額は、時価額を限度とします。
- (2) 本会が、被共済者がSS業務の遂行に起因して生じた偶然な事故により他人の自動車を損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被共済者が自動車の使用不能損害について法律上の賠償責任(注)を負担することによって被る損害を、1回の事故について共済加入証書記載の共済金額を限度に支払います。
- (注) 法律上の賠償責任
収益減少に基づく賠償責任は含みません。

第38条(共済金の支払方法－生産物賠償)

- (1) 本会が第6条(共済金を支払う場合－生産物賠償)に定める事故により支払う共済金の額は、時価額を限度とします。
- (2) 本会が、被共済者がSS業務の遂行に起因して生じた偶然な事故により他人の自動車を損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被共済者が自動車の使用不能損害について法律上の賠償責任(注)を負担することによって被る損害を、1回の事故について共済加入証書記載の共済金額を限度に支払います。
- (注) 法律上の賠償責任
収益減少に基づく賠償責任は含みません。

第39条(共済金の支払方法－自動車管理者賠償)

- (1) 本会が第7条(共済金を支払う場合－自動車管理者賠償)に定める事故により支払う共済金の額は、時価額を限度とします。
- (2) 本会が、被共済者がSS業務の遂行に起因して生じた偶然な事故により他人の自動車を損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被共済者が自動車の使用不能損害について法律上の賠償責任(注)を負担することによって被る損害を、1回の事故について共済加入証書記載の共済金額を限度に支払います。
- (注) 法律上の賠償責任
収益減少に基づく賠償責任は含みません。

第40条(共済の対象物の調査)

本会は、いつでも、共済の対象またはこれを収容する建物もしくは施設を調査することができます。

第41条(共済金支払の限度)

- (1) 本会が支払う共済金は共済期間を通じて、共済加入証書記載の総共済金額を限度とします。
- (2) 本会が共済金を支払った場合は、共済加入証書記載の総共済金額から支払った共済金の額を控除した残額が、その共済金の支払に係る事故が発生した時以降の共済期間に対する総共済金額となります。

第42条(盗難品発見後の通知義務)

共済契約者または被共済者は、盗取された共済の対象を発見または回収した場合は、直ちにその旨を本会に通知しなければなりません。

第43条(盗難品の返還)

本会が、盗取された共済の対象について、第4条(共済金を支払う場合－盗難事故)の共済金を支払った日の翌日から起算して1年以内にその共済の対象が発見された場合は、被共済者は、既に受け取った共済金を本会に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に共済の対象に生じた損傷または汚損に対して共済金を講求することができます。

第44条(残存物の帰属)

共済の対象が全損となった場合において、本会が共済金額の全額を支払ったときは、共済の対象の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、本会がこれを取得しない旨の意思表示をしたときを除き、本会に移転します。ただし、共済金額が共済価額より低いときは、本会は、共済金額の共済価額に対する割合によってその全損となった共済の対象について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

第45条(示談交渉)

本会は、被共済者に代わり損害賠償請求権者との示談交渉を行いません。

第46条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、本会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は本会に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 本会が損害の額の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、本会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、本会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 共済契約者および被共済者は、本会が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために本会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、本会に協力するために必要な費用は、本会の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

本会が共済金を支払うべき損害に係る共済金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第47条(代位求償権の不行使)

本会が、第2条(共済金を支払う場合—ガラス事故)および第3条(共済金を支払う場合—動産事故)の共済金を支払う場合において、その損害について被共済者が第三者に対する求償権を有するときは、本会はその損害に対して共済金を支払うことによって代位する当該求償権を行使しません。ただし、第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対し共済金を支払った場合は、この限りではありません。

第48条(時効)

共済金請求権は、第32条(共済金請求の手続き)(1)に定める日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第49条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被共済者の本会に対する共済金請求権について、先取特権を有します。

(2) 本会は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、被共済者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金(損害賠償金を支払うことによって代位取得する物がある場合は、その価額を控除します)について、共済金の支払を行うものとします。

① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、本会から被共済者に支払う場合。ただし、被共済者が賠償した金額を限度とします。

② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、本会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、本会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、本会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、本会から被共済者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 共済金講求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません、また、共済金請求権を質権の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被共済者が本会に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

第50条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注 1)の合計額が、損害の額(注 2)を超えるときは、本会は、次の①または②に定める額を共済金として支払います。

- ① 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合

この共済契約の支払責任額(注 1)

- ② 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合

損害の額(注 2)から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額(注 1)を限度とします。

(注 1) 支払責任額

それぞれの共済契約または保険契約について、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注 2) 損害の額

それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第51(共済金の削減または共済掛金の追徴)

本会は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金等をもってうめることができなかった場合は、総会の議決を経て、共済金を削減し、または共済掛金を追徴することができます。

第52条(訴訟の提起)

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第53条(準拠法)

この共済約款に規定しない事項については、日本国の法令に準拠します。

短期料率表

別表(第29条、第30条)

経過 期間	1 か月 まで	2 か月 まで	3 か月 まで	4 か月 まで	5 か月 まで	6 か月 まで	7 か月 まで	8 か月 まで	9 か月 まで	10 か月 まで	11 か月 まで	12 か月 まで
短期 料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/11	12/12